

青森県国民保護計画素案の主な修正内容

箇所	青森県国民保護計画素案の記述内容	修正内容
P-42	第1章 組織・体制の整備等 第5 研修及び訓練 2 訓練 (3)訓練に当たっての留意事項 ①～⑥ 略	積雪寒冷地である本県の特性を踏まえ、留意事項として追加した。 ○修正後 ⑦ 本県が積雪寒冷地であることにかんがみ、避難及び救援等の措置について、冬期における実働訓練又は冬期を想定した図上訓練を実施することにより、冬期における国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう努める。
P-52	第4章 物資及び資材の備蓄、整備 2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備 (1)防災のための備蓄との関係 県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、県地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備する。	積雪寒冷地である本県の特性を踏まえ、留意事項として追加した。 ○修正後 (1)防災のための備蓄との関係 県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、県地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備する。 なお、本県が積雪寒冷地であることにかんがみ、冬期において必要となる資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）、収容施設における暖房器具及び燃料の備蓄・調達可能量等を把握することに留意するものとする。
P-67	第3章 関係機関相互の連携 3 自衛隊の部隊等の派遣要請等 (1) 略 (2) 略 (3) 略	基本指針を踏まえ、留意点として記載した。 ○修正後 (3)略 武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障が生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する必要がある。
P-82	第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難の指示等 3 避難措置の指示に当たって配慮すべき事項 (1)積雪時における住民の避難 県は、積雪時における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され移動に長時間を要するほか、避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことから、それらの事項について十分に配慮するものとする。 また、道路管理者と密接に連携して、交通路の確保に努める。	積雪寒冷地である本県の特性を踏まえ、留意事項として追加した。 ○修正後 県は、積雪時における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され移動に長時間を要するほか、避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことから、それらの事項について十分に配慮するものとする。 また、道路管理者と密接に連携して、冬期閉鎖区間を考慮した避難経路を示すとともに、計画的な除排雪により交通路の確保に努める。

青森県国民保護計画素案の主な修正内容

箇所	青森県国民保護計画素案の記述内容	修正内容
P-83	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難の指示等 3 避難措置の指示に当たって配慮すべき事項 (4)半島、中山間地域、原子力事業所に近接している地域等における住民の避難 住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるところであるが、半島、中山間地域など公共交通機関が限られている地域、原子力事業所に近接している地域などにおける住民の避難については、知事は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、県警察の意見を聴いた上で、必要に応じて、自家用車等を交通手段として示す。</p>	<p>船舶による避難も想定されるため、所要の修正を行った。(青森海上保安部からの意見を踏まえた修正)</p> <p>○修正後 住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるところであるが、半島、中山間地域など公共交通機関が限られている地域、原子力事業所に近接している地域などにおける住民の避難については、知事は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、県警察及び海上保安部の意見を聴いた上で、必要に応じて、自家用車等又は船舶を交通手段として示す。</p>
P-95	<p>第5章 救援 3 救援の内容 (1)収容施設の供与 ① 避難所 ○ 冬期間においては、避難施設における暖房等の需要が増大するため、暖房器具及び燃料等の確保に努めるほか、避難所の積雪寒冷地仕様について配慮する。</p>	<p>積雪寒冷地である本県の特徴を踏まえ、留意事項として追加した。</p> <p>○修正後 ① 避難所 ○ 冬期間においては、避難施設における暖房等の需要が増大するため、暖房器具及び燃料等の確保に努めるほか、避難所の積雪寒冷地仕様について配慮する。 ○ <u>避難所に対する物資の運搬等を円滑に行うことができるよう、道路管理者及び施設管理者と連携し、避難所周辺の除排雪について配慮する。</u></p>
P-95	<p>第5章 救援 3 救援の内容 (1)収容施設の供与 ② 応急仮設住宅 ○ 応急仮設住宅等の建設に当たっては、積雪寒冷地仕様に配慮する。</p>	<p>積雪寒冷地である本県の特徴を踏まえ、留意事項として追加した。</p> <p>○修正後 ○ 応急仮設住宅等の建設に当たっては、積雪寒冷地仕様に配慮するとともに、敷地内の除排雪スペースの確保に努める。</p>